

令和 8 年度 事 業 計 画 書
令和 8 年度 資金収支予算書

社会福祉法人北九州フレンド社
障害者支援施設 北九州フレンド

令和8年度 法人事業計画

社会福祉法人北九州フレンド社

1. はじめに

北九州フレンドは昭和54年5月に開設し現在の事務所棟を中心とした建物も今年で47年目を迎えます。建物の老朽化も進み昨年は水道管の劣化による水漏れが頻発し多大な修繕費が発生いたしました。それに加え一昨年より続く大幅な物価の上昇ならびに人件費の高騰により収益環境は依然として厳しいものがあります。

本年も経費削減に加え利用率のアップならびに加算項目の積み上げに経営努力いたします。

2. 経営理念

北九州フレンドは、互いに人権を尊重し、共に働く喜びと安全で活気に満ちた職場環境を確保し、利用者が望む福祉サービスを提供して、生きがいのある生活環境の整備に努めて、地域社会に貢献します。

3. 事業計画（重点目標）

- (1) 利用者の権利を尊重し、健康と安全を最優先に運営する。
- (2) 選ばれる施設づくりに総力を挙げ、良質なサービスの提供と心をこめた支援に努め、個別支援の充実を図る。
- (3) 利用者一人ひとりの生活自立、向上への支援取り組みを行う。
- (4) 地域生活支援（グループホーム事業の推進）
- (5) 障害者総合支援法に対応するため職員の専門的資質向上を図る。
- (6) 地域社会との交流を推進させる為、ボランティア、町内会等の連携を深める。（体験学習、地域行事への参加）
- (7) 入所定員まで利用者を受け入れ、維持する。

4. 職員倫理要綱

前 文

私たち社会福祉法人北九州フレンド社職員は、福祉的就労支援及び一般就労移行支援を中心に、利用者一人一人の人権を尊重し、利用者の自立と自己実現をめざして、利用者主体の福祉サービスを提供することを決意し、ここに倫理要綱を定めます。

(個人の尊重)

第1条 私たち職員は、いかなる理由による差別も行わず、利用者一人一人が有する人間としての尊厳と権利を守ります。

(体罰の禁止)

第2条 私たち職員は、利用者一人一人をかけがえのない存在として尊び、体罰・暴力（精神的暴力を含む）・虐待は行いません。

(プライバシーの保護)

第3条 私たち職員は、利用者一人一人のプライバシーを尊重し、財産や個人情報についてはその秘密を守り、安心できる生活の提供に努めます。

(不正の禁止)

第4条 私たち職員は、常に適切な施設運営を心掛け、信頼される職員を目指し、決して不正は行いません。

(意見を表明する権利の尊重)

第5条 私たち職員は、利用者一人一人の意見や要望、苦情を大切に受け止め、聞き入れながら潤いのある生活の提供に努めます。

(自己決定権の尊重)

第6条 私たち職員は、利用者の援助にあたり、一人一人の個性を大切にし、自己決定権を最大限に尊重します。

(知る権利の保障)

第7条 私たち職員は、利用者が求める情報を積極的に提供するとともに、わかりやすい方法で説明するように努めます。

(生活権の尊重)

第8条 私たち職員は、利用者の地域住民としての権利を保護し、豊かな生活を目指してその援助に努めます。

(質の高いサービス提供の義務)

第9条 私たち職員は、常に施設運営の改善に取り組み、利用者を主体とした質の高いサービスの提供とその向上に努めます。

(資質、専門性の向上)

第10条 私たち職員は、常に福祉の専門家としての自覚と誇りをもって、たゆまぬ自己研鑽に努めます。

令和8年度 就労支援事業計画

1. 目 的

社会福祉法人北九州フレンド社が設置する障害者支援施設北九州フレンドにおいて実施する指定障害者支援施設サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切かつ効果的な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

2. 基本方針

北九州フレンドは、その目的を達成するため、利用者の自尊心、独立心を損なうことなく、その適性の発見に留意するとともに、障害の程度による個人格差を十分に考慮し、適切な生活指導と準備、基本、応用の各職業訓練を行い、可及的速やかに社会復帰の実をあげ、生活の安定をはかることにより、明朗で健康な文化生活を営みうるよう福祉の万全を期することを基本方針とします。

(管理規程第2条より)

3. 運営方針

- (1) 北九州フレンドは、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、それに基づき利用者に対して障害者支援施設サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価その他の措置を行い、適切かつ効果的な施設障害福祉サービスの提供を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスが提供できるように努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の存在する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4. 利用者在所計画

- (1) 生活介護 50 名、就労継続支援 20 名の定員確保につとめる。(人)

事業名	生活介護	就労継続支援	合計
定 員	50	20	70
利用者数目標	55	25	80

- (2) サービス区分別分布計画 (人)

事業名	生活介護	就労継続支援	合計
入所利用者	36	4	40
通所利用者	19	21	40
合計	55	25	80

- 1 月末現在の分布実績 (人)

事業名	生活介護	就労継続支援	合計
入所利用者	35	4	39
通所利用者	15	18	33
合計	50	22	72

5. 職員配置計画

障害者支援施設

()は非常勤および兼務

職名	定数	配置数	人員数
施設長	1名	1名	1名
事務長	1名	1名	1名
サービス管理責任者	2名	2名	2名
生活支援員	9名	9.5名	10(1)名
職業指導員	2名	2名	2名
目標工賃達成指導員	1名	1名	1名
看護師	1名	2名	2名
管理栄養士	1名	1名	1名
夜勤職員	2名	2名	14(14)名
計	20名	21.5名	34(15)名
嘱託医師	1名	1名	1名

グループホーム

()は非常勤および兼務

職名	定数	配置数	人員数
管理者	1名	1名	1名
サービス管理責任者	1名	1名	1名
生活支援員	1.3名	1.7名	5(5)名
世話人	1.5名	2.2名	5(5)名
夜間従事者	1名	1名	14(14)名
計	5.8名	6.9名	26(24)名

6. 各種支援事業

(1) 生活介護（定員 50 名）

障害支援区分が区分 3（50 歳以上は区分 2）以上で常に介護を必要とする人に、日中の時間帯において入浴、排泄、買物、食事の介護等を行うとともに創作活動または生産活動の機会を提供します。

(2) 就労継続支援 B 型（定員 20 名）

作業活動を通して基本的就労を身につけ、また、これまでの作業実績を生かし高い工賃を目指します。

(3) 施設入所支援（定員 40 名）

障害支援区分が区分 4（50 歳以上は区分 3）以上で常に介護を必要とする人に、日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排泄または食事の介護等を行います。

(4) 短期入所（定員 2 名）

障害支援区分 1 以上の人で居宅において介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする場合に入浴、排泄、または食事の介護等を行います。

(5) 共同生活援助（定員 9 名/介護包括型）

共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯等の家事、生活等に関する相談、その他日常生活上の支援を行います。

7. 消火避難訓練

所轄消防署と連絡を密にし年 2 回の消火、避難の総合訓練を行うと共に、随時避難救出の訓練を行い、災害の発生に対応できる習性を養い、あわせて施設の防災、避難の体制を確立する。

8. 健康、衛生管理

個別の健康管理に留意し、積極的に機能の回復をめざし、そのため簡易な機能回復訓練機器を設備しその活用を図る。なお、採光、換気、消毒、洗濯、清掃等衛生面に留意をする。

9. 安全教育

日常の生活面、作業面での危険防止のための機器類などの管理を十分にし、なお常時危険防止、安全確保に特に留意するよう指導する。

10. 給食管理

栄養士の管理計画にもとづき所轄保健所とも連絡の上、献立に変化をもたせながら嗜好と栄養の調和を保持し、1日1,900キロカロリー程度を摂取するよう努める。

更に適宜嗜好調査を行うと共に月例の特別献立日を設ける。同時に食品衛生にも留意した食品中毒等の発生を未然に防止する。

11. 職員研修

各種研修、行事への積極参加や、施設の見学、自主研修会、事例研究をはじめ資格取得の研修等を通じ、職員の資質の向上を図る。

12. 施設、設備の整備と活用

緑化を更に進めると共に授産機器、娯楽遊具等を整え、これらの活用を図る。

13. 社会参加の推進

バスハイク、各種行事等により、外部に出る機会を配慮しているが、更に一步を進め自ら一般社会へ溶け込む積極性を指導する。

(健康・衛生年間行事)

月	行 事	月	行 事
4 月	利用者定期健診	10 月	入所利用者定期健診 (レントゲン検診)
5 月	夜勤職員健診 月例検診	11 月	職員健診 月例検診
6 月	月例検診	12 月	月例検診
7 月	月例検診	1 月	月例検診
8 月	月例検診	2 月	月例検診
9 月	月例検診	3 月	月例検診
備 考	○健康管理の責任者を置く。 ○健康管理に関し保健所、嘱託医と緊密な連絡をとる。 ○個人の健康状態に応じ訓練、休憩等を考慮する。 ○原則として休日を除く毎月最終日に環境衛生日を設ける。 ○原則として月に一度は余暇活動を取り入れる。 ○栄養士、生活支援員、夜勤者に月例検便を実施する。		

(行事計画)

月	行 事	月	行 事
4 月	ふじ祭り（吉祥寺）	10 月	交流ボッチャ大会 地域文化祭（香月・千代）
5 月	焼肉大会 北九州市障害者スポーツ大会	11 月	まつり起業祭即売会 秋の昼食会、実習生受け入れ
6 月	実習生受け入れ 外出支援	12 月	餅つき、クリスマス会 御用納め
7 月	保護者会	1 月	初詣、新春カラオケ大会
8 月	八幡南お盆祭りと花火大会 外出支援	2 月	フライングディスク記録会
9 月	総合防災訓練	3 月	夜間（消火）避難訓練 観桜会
備 考	○月例指導会議を開く（ケース会議を含む） ○外部講師を活用して教養講習会を開催 ○毎月土曜支援 2～4 回 ○隔月でクラブ活動		

就労支援事業重点目標

1. 人権尊重をベースにした、就労自立への授産支援。
2. 予算売上の達成。
3. 品質と安全確保。
4. 工程工夫と改善。
5. 利用者の適材適所。（加齢と体力低下への配慮）
6. 新規就労支援種目への積極的取組み。